

令和8年度山口県PR本部長ちよるるを活用した情報発信事業 業務委託に係るプロポーザル応募要項

1 趣旨

本要項は、「令和8年度山口県PR本部長ちよるるを活用した情報発信事業」に係る業務委託候補者を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度山口県PR本部長ちよるるを活用した情報発信事業業務委託

(2) 業務内容

別添「令和8年度山口県PR本部長ちよるるを活用した情報発信事業業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 予算限度額

6,500千円(消費税及び地方消費税を含む)

3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和7年山口県告示第214号)に基づく資格審査において、大分類「07・企画・製作」小分類「04・広告・広報」、大分類「07・企画・製作」小分類「05・イベント等の企画」又は大分類「07・企画・製作」小分類「06・イベント等の運営」について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (3) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- (4) この手続の開始の日から令和8年3月18日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

4 参加表明書の提出

この手続に参加を希望する者は、参加表明書(様式1)を、持参、郵送、電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、送信後、電話で受信の確認を行うこと。

(1) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県観光スポーツ文化部 観光プロモーション推進室 永見あて

TEL: 083-933-3170

E-mail: kanpro@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 提出期限

令和8年3月9日(月) 16時まで(必着)

5 提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 表紙（様式2）

イ 企画提案書（任意様式、A4版）

- ・仕様書の内容を充たした上で、以下の項目について提案すること。

I 総論
(1) 企画提案趣旨 (2) 業務実施体制 (3) 実施スケジュール (4) 類似業務の取組実績
II 各論
(1) ちよるるを活用したプロモーション活動の実施 (2) 効果測定 (3) その他

ウ 参考見積書（原本は1部で可）

- ・提案金額に係る積算内訳を明示すること。
- ・消費税及び地方消費税を含むこと。
- ・着ぐるみ修繕費として800千円（税抜）を基準とした額を含むこと。
- ・イの企画提案書の最終ページに添付すること。

エ 会社概要（任意様式）

- ・所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるもの。
（パンフレット等、既存のもので可）

(2) 提出部数

8部（正本1部・副本7部）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。
なお、郵送の場合は書留とすること。

(4) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県観光スポーツ文化部 観光プロモーション推進室 永見あて

(5) 提出期限

令和8年3月18日（水）16時まで（必着）

(6) 留意事項

提出された提案書等は、本公募型プロポーザルの業務委託候補者を決定するための資料であり、業務実施に当たっては、委託候補者の提案書を基にして、山口県観光プロモーション推進室との協議により、実施するものとする。

6 質問の受付及び回答

この要項に関する質問については、質問書（様式3）の提出により行うものとし、郵送、電子メールによること。

なお、電子メールにより提出する場合は、送信後、電話で受信の確認を行うこと。

(1) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県観光スポーツ文化部 観光プロモーション推進室 永見あて

TEL：083-933-3170

E-mail：kanpro@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 提出期限

令和8年3月9日（月）16時まで（必着）

(3) 回答方法

令和8年3月9日（月）までに参加表明書を提出した者全員に対して、電子メールにより回答するものとし、当該回答は、本要項を追加又は修正したものとして取り扱う。

7 審査

(1) 審査方法

令和8年度山口県PR本部長ちよるるを活用した情報発信事業業務審査委員会（以下「審査会」という。）において、書面審査を行う。

審査会の委員が、提出された提案書等について、審査基準に基づき採点し、各委員の点数の合計点が最も高い者を最優秀提案者（業務委託候補者）として選定する。

(2) 審査基準

評価項目	評価のポイント	配点
1 全体（基本的事項）	○企画提案趣旨が明確であるか。 ○業務実施体制を確立しているか。 ○業務遂行能力があるか。 ○実施スケジュールは適切か。	20
2 各論		
(1) ちよるるを活用したプロモーション活動	○県が指定した取組ごとに具体的かつ効果的な手法が提案されているか。 ○取組ごとにターゲットを明確にし、山口県の観光物産振興に資する内容になっているか。 ○不測の事態に応じて、経費配分等を臨機応変に変更・調整できる内容になっているか。	50
(2) 効果測定	○KPIの設定は適切か。 ○その他効果測定に有効と思われる指標や、効果測定方法が提案されているか。 ○今後の「山口県PR本部長ちよるるを活用した情報発信事業」の展開を見据え、ちよるるの活用による観光物産への影響を評価できる指標となっているか。	20
3 参考見積書	○積算内訳が明示されており、提案内容に応じた所要額が適切に見積もられているか。	10

8 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に対して、文書により通知する。

9 失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) この要項に違反すると認められる場合
- (5) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

10 その他

- (1) 提案書の提出は、1者につき1件とする。
- (2) 書類の作成等、提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、提出された書類の追加、修正等は認めない。
- (4) この手続きの開始公告は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであるため、県議会において当初予算案が否決された場合は契約の締結を行わない。
- (5) この手続きに参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることになった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。